

復興予算流用問題 「ガレキ持ち込み詐欺」の実態 石原伸晃環境相に 問われる責任



取り次ぎ 石原伸晃

ウソで交付金
受け取りを強制



ガレキの広域化政策を巡り、環境省の復興予算流用問題から目を離せない。

ガレキの受け入れを行なっていない自治体に、手を挙げただけで復興予算から「交付金」（補助金）が支給されていた復興予算流用問題。四月十九日に環境省は「今後、厳密に対応する」「いままでのものは返還を求めない」と発表した。

一方、市民団体や専門家による調査チームが、八六億円もの巨額の金を受け取っ

た大阪府堺市や富山県高岡市などについて調査を行ない、手さえ挙げていない自治体に、環境省が強制的に支給していたことがわかり、国会でも追及が始まった。

六月十一日午前に開かれた参議院環境委員会では、平山誠議員（みどりの風）が石原伸晃環境大臣に対し、「広域ガレキ処理を表明した自治体に、ガレキ処理しなくても復興費を支給すること自体おかしいのに、表明をしていない自治体に支給さ

れる、断っている自治体に支給を決める、これ、誰が見てもおかしいですよね！」国民が二十五年間、所得税二・一％と来年から十年間、住民税千円上乘せで賄う復興資金「返さなくともよい」という判断は納得いかない」と質問に立った。

しかし、石原大臣は、「前政権が決めたこと」と言いつつ「災害後の状況のなかで仕方のない措置」と追及しない姿勢を示し、あらためて環境省の役人の「返還を求めな

い」という判断でよいとした。石原大臣の他人事のような対応と非常識な判断は、どこから来るのだろうか？

ガレキの広域化は、絆キャンペーンの下に、ガレキの処理を手伝うことが被災地の復興に繋がると、環境省の旗振りで始められた。ところが今回の事態は、ガレキの受け入れにかこつけて復興予算を流用するものであり、被災地の復興に役立たないばかりか逆に復興の足を引っ張る、許されないものである。

石原大臣が国民に謝罪しないのは、ガレキ広域化の受け入れの先鞭をつけたのが、父親である慎太郎・前東京都知事だったからなのか？ いずれにせよ大臣の謝罪と現在も続けられている大阪や富山へのガレキの持ち込みを中止することなしには、もはや事態は収まらないところにある。

メディアの批判に 環境省が「反省」を装う

手を挙げただけで交付金を出す——この復興予算流用問題に対し批判の音が高

まるなか、四月十九日、環境省は「ガレキ受け入れ「確実」なら交付金としたい」「一般の理解をいただくためにも対象は厳密に考えるべきだった」と一見、反省するような発表を行なった。

NHKや時事通信、読売新聞などが、早速この環境省の「反省発表」を大きく報道した。

環境省は、当初の説明では、「ガレキの広域化に対し、反対の声のなかで協力自治体が少なく、協力自治体を増やすために交付金を支給することを提案した。ガレキを引き受けたあと、焼却炉のメンテナンスが必要となる。それを手当てすることを提案した」と釈明してきた。あくまでガレキの広域化を進めるための窮余の策だったという説明だ。

しかし、もともと被災地に手を差し伸べるために始まった事業である。ガレキを受け入れたあと、メンテナンスが必要になれば、その分はガレキの受け入れ処理にともなう諸費用として国に請求すればよく、別枠で請求するものではない。元来、ガレキの処理費用は、〇〇％、国

から出るようになっていた。実際、環境省の通達に「メンテナンス」といった言葉は出てこない。

ガレキの広域化は、たとえば大阪の場合、岩手県からの陸送費が処理費と同額にかかるため、巨額になる。そこで、批判をかわすために別枠請求にし、広域処理にかかる処理費を少なく見せようとしたのが本当のところであろう。

環境省の釈明にもかかわらず、新聞などの投書にすら批判の声が出始めたことでもあって、「確実なら交付金」「厳密に運用」と方針転換を発表したが、その一方、補助金支給を決めたところは、「返還を求めない」と譲らず、前述の通り石原大臣もそれでよいとした。

実は、ガレキの広域化は、すでに大半が終息しているだけに、「今後は改める」というのは、その場逃れの発言だ。

広域処理は、被災三県のうち福島県を除く、宮城県と岩手県のガレキを全国の市町村の焼却炉で処理するとして始まったが、九割を占めていた宮城県発のガレキの処理がこの三月末で終了し、残る岩

適正化法によって、適法にかつ合理的に補助金が支給されるかを検証する義務があり、「前政権が行なった」と責任を投げたことは許されない。むしろ前政権が行なったことだからこそ、よけいに正確な検証が必要なのだ。

通常、国の交付金や補助金は、自治体が行なう事業に対し、条件を充たした事業なのかを検証したうえで支給する。国が自治体に押し付ける交付事業など、まったく前代未聞のことだ。

「何度も堺市が復旧・復興枠での交付金を断っているのに、環境省が決定したことが、情報開示請求の資料でも明らかだ。自治体の事業に支給される補助金を国が勝手に左右すること自体、法律違反だ」

本質をついた前出の平山議員の追及に、環境委員会で梶原成元・環境省廃棄物リサイクル対策部長は、堺市は申請していたと、これまた虚偽の事実を持ち出し答弁した。そして石原大臣は、平山議員に対して「事実誤認の質問に答弁する必要はない」と回答を拒んだのである。

梶原部長が言う、堺市が一年八月に

受け入れを拒否しており、さらに先述のとおり、事務組合が建設中の焼却炉は、ガレキ受け入れ期限の来年三月末までに稼働せず、処理は不可能だ。

交付された一八億円の内訳は、「循環型社会形成推進交付金」が約八億円、ほか高岡市、氷見市、小矢部市の三市に、特別交付税を合計で約十億円。高岡市で処理が予定されているガレキ量は一七〇〇トンであり、一トンあたり約百万円も使ったことになる。

ここでつぎ込まれた金は、被災地の復興を目的に徴収され、組み立てられた予算である。本来復興のために使わなければならない予算の流用は、補助金等適正化法に違反する犯罪行為である。

環境大臣の責任は免れない

絆キャンペーンの下に進められたガレキ広域処理は、堺市や高岡市の事例を見ればわかるとおり、復興枠の資金を使うための刺身のツマでしかない。

そもそもガレキの全国広域化は、放射

「受け入れ可能」と答えていたというのは、環境省が全国の市町村の清掃工場で、ガレキの受け入れがどれだけ可能かを調査したときのことを指している。しかし調査は、ガレキを受け入れ可能かということではなく、稼働している清掃工場にどれだけ余力があるかの実態調査でしかなかった。たとえば当時、東京都は五〇万トンと答えている。

その調査への返答が、ガレキの受け入れを許諾したものでないことは、環境省の官僚たちが知らないわけではない。交付金強制というあってはならない事実の指摘を受け、国会の場ですら事実をごまかそうとしているのだ。

「トンあたり百万円」使った高岡市

ガレキの処理経費は、阪神淡路大震災や中越地震のときには、一トンあたり約二万円強だったといわれている。ところが富山県高岡市の受け入れでは、環境省は一トンあたり百万円も使っていた。同市の事例は、メディアなどでは復興予算

性物質を全国に拡散することであり、全国で反対活動が行なわれてきた。

環境省は、国民の心配をよそに広域処理の旗を振り続けてきたが、現状として、当初掲げた四〇〇万トンの目標に対し数%の実施率であるにもかかわらず、事業はほぼ終息しつつある。これは、予定通りに処理が進んだからではなく、再測定したところガレキの量が激減し、被災県内での処理が可能になったためだ。広域化政策は、実質破綻したといえる。

環境省はガレキ量の過大な見積もりと広域化によって、一兆円以上の巨額の予算を組んだはいもの、それが消化されず問題化するという事態を招いているのだ。環境省が、復興予算をガレキの受け入れに関係のない市町村の焼却炉建設費にまで、強制のような形で配っているのは、そのような背景があるからである。

そして復興目的で手にした巨額の予算を通常の事業である焼却炉建設等の交付金に流用し、焼却炉メーカーとのねんごろの関係の強化に走る。これが環境省の実態なのだ。

流用の事例としてはカウントされず、名前が挙がっていない。しかし本誌五月号でも採り上げられているように、富山で田尻繁興議が、この問題を指摘してきた。

高岡市では、現在、周辺の小矢部市と氷見市を加えた三市でごみの焼却等の中間処理を共同で行なう「高岡地区広域圏事務組合」を作り、来年九月末の稼働を目指し、焼却炉建設を進めている。

今回、高岡市はガレキ処理を四月二十六日から始めたが、受け入れたのは高岡市の清掃工場である。高岡地区広域圏事務組合では、まだ焼却炉が建設中であり、受け入れは間に合わない。ところが環境省は、同組合の焼却炉建設の交付金を復興枠で処理し、交付金と特別交付税、合計一八億円を支給したのである。同組合は、財政も県議も別に持っている、自治法上も市とはまったく別の自治体だ。

これに対しては、環境省は「高岡市では受け入れを行ない」、高岡市が「高岡地区広域圏事務組合」で焼却し始めると、引き続きそこで受け入れてもらうことになる、と適当な答弁をしているが、小矢部市は

いずれにせよ環境省の官僚たちには、その金が国民の血税で賄われたもので、本来は被災地や被災地から避難した人たちへの救援や被曝治療に使われなければならないことが忘れ去られている。今回、明らかにになった問題だけでも石原大臣の責任は免れない。

石原慎太郎・前都知事は、著書『墮落論』のなかで、親の死亡を届けず、年金を受け続ける人たちが批判し、日本社会が墮落した象徴的な出来事と採り上げている。ならば、被災地復興のためにと旗を立てたガレキ広域化の資金が、偽装により被災者とはまったく関係のない、予算の消化のためにバラ卷かれていく現状こそ「墮落」の極みといえる。石原大臣は、この責任をどのように取るのか？

注1 内示通知「事業が適法にかつ適正に行われたときには交付金を支給する」という通知。

注2 「循環型社会形成推進交付金復旧・復興枠の交付金方針」環境省発第120315001号

注3 環境省「平成24年度循環型社会形成推進交付金の交付申請等について」

手県発のガレキも埼玉県、静岡県、秋田市などは、すでに終了している。先日発表された「災害廃棄物処理岩手県詳細計画」でも、年内に処理できる量であることがわかった。この状況を考えたとき、「今後は厳密に運用」というが、「今後」とはいつを指すのだろうか？

堺市の情報公開で わかった強制の事実

繰り返しになるが、堺市はガレキの受け入れについて手さえ挙げていなかった。復旧・復興枠（以下、復興枠）での交付金の申請も行なっていない。それどころか、環境省から再三、復興枠で申請するように求められながら、断っていたが、突然復興枠での交付金の内示（※注1）が下り、強引にそれで承諾させられていたことが、震災復興プロジェクトの松下勝則氏らの情報開示と調査でわかったのだ。筆者が入手した事実経過の概略は、左表の通りである。

堺市と環境省とのやり取り(2012年)

1月	環境省による焼却炉建設にともなう交付税の調査。
1月23日	大阪府&堺市「循環型社会形成推進交付金」の通常枠として追加申請に回答。
2月	環境省から内々に堺市に循環型社会形成推進交付金から復興枠への意向調査。堺市は、環境省に復興枠でなく通常枠として回答。
4月5日	大阪府から堺市に、環境省からの文書(3月15日付 環境対発120315001号一添付)を提示。
4月6日	環境省から「循環型社会形成推進交付金」として40億6324万8000円が内示。ただし復興枠。
5月11日	堺市、交付金申請。
5月14日	大阪府が環境大臣に堺市の申請書を申請。
6月29日	環境省から堺市長宛に「ガレキの処理のめどがついたので今後受け入れ調整は行なわない」旨通知。
10月	環境省交付決定。

結果として堺市は、「循環型社会形成推進交付金」として四〇億円を復興枠で受け取り、それにもない総事業費八六億円の残りの四六億円も、復興予算から震災復興特別交付税という形で、交付を受けることになった。

環境省「不可能だ」
堺市「本内示内容を受け、交付申請する場合、災害廃棄物の受け入れ表明が必要となるか」
環境省「交付申請するのに受け入れ表明はしなくてよい」

計画を進めるにあたって、同年度の八六億円の総事業費のうち「循環型社会形成推進交付金」として四〇億円分を、通常枠として、環境省に交付金の申請を行なっていた。自治体(市町村)では、市町村内で発生する一般ごみを処理する清掃工場の焼却炉や処分場の建設・整備は、市町村自身が行なう。建設事業を進める。市町村による自治事務として行なわれ、国(環境省)は、その経費の約四分の一から三分の一を、申請に基づき交付金として支給し、援助する仕組みとなっている。この交付金を「循環型社会形成推進交付金」といい、堺市はこれに基づき申請を行なった。

一方、環境省は、ガレキの広域化を進めることを目的として、この「循環型社会形成推進交付金」に復興枠を設け、それに該当するものについては、復興予算を活用して交付金を支給するとしていた(※注2)。

そこには当てはまる条件として、交付金を受けて完成した焼却炉でガレキ処理が可能なことなどを定めていたが、堺市の場合、ガレキの受け入れを行なう

嘘をつく中央官僚 その懐心と腐敗

この経過を見ると、環境省は、堺市から申請のない復興枠での交付金の決定を、自治体の権限を無視して勝手に行ない、そのうえで、復興枠からの変更は「できない」と答えた。しかし、これはまぎれもない嘘であり、同様の経緯があった神奈川県の場合、変更を行なっているのだ。また、環境省と堺市のメールでのやり取りは、堺市に情報開示請求すると開示されるのに、環境省に開示請求すると「異動で交代

予定がなく、当然、この条件に当てはまらないため、復興枠では請求できないと判断したのである。

しかし、同年二月、環境省は、この通常枠での申請に対して、復興枠で交付金の申請を行なうよう求め、堺市は二度とも断っている。にもかかわらず環境省は、四月六日、堺市に復旧・復興枠を進めることを内示決定し、「交付申請書を五月十六日までに出すこと」「手続きを完了しないうちには、内示の決定を取り消すことがあること」を通知してきたのである(※注3)。

その理由として、環境省は堺市に、「広域処理の協力を要請したところ、受け入れについて検討いただいている状況にあることから、広域処理の可能性のある施設整備事業として、復旧・復興枠の対象として判断した」と伝えている。

またこの件で、堺市の問い合わせに環境省は、次のように応えている。

堺市「東日本大震災復興枠からの変更はできないか」

した際に削除したことから、不存在のため」と情報公開は拒まれた。環境省の担当者も自治体とのやり取りは勤務上の記録であり、本当に「異動したから記録がなくなった」というなら、これは重大な過失である。

こうして受け取る正当な理由のない復興予算枠の交付金を最終的に受け取ったことについては、堺市にも責任があると思われる。しかし経過を見るかぎり、明らかに環境省は、堺市に対し、嘘まで言っ

て強制している。

交付金の対象事業は、あくまで主体は自治体であり、国はその申請に基づき交付金を出すというのが通常の姿である。それだけに、騙された堺市より、そこまですべて復興予算の流用を図った環境省の責任が浮かび上がってくる。

この交付金については、一二年度(二〇一二年四月一日〜一三年三月三十一日)のもので、交付決定は前政権のものであっても、交付金を支払ったのは今年三月であり、すでに石原大臣が就任したあとのことだ。交付金を支給するにあたっては、補助金等